

伊勢市国民保護計画(案)新旧対照表

資料 2

番号	頁	計画該当部分	項目名	見直し後	現行の表現	見直しの必要性
1	3	第1編 第1章 4用語の定義 緊急対処事態	用語の定義の修正	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する 明白な危険 が切迫していると認められるに至った事態(後日 対処基本方針 において 武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する 明確な危険 が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの	表現の適正化 (事態対処法第25条及び国民の保護に関する基本指針を参照)
2	3	第1編 第1章 4用語の定義 指定行政機関	用語の定義の修正	対処措置を実施する国の行政機関のうち中央行政機関。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、 観光庁 、気象庁、海上保安庁、環境省及び 防衛省	対処措置を実施する国の行政機関のうち中央行政機関。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省、防衛施設庁	防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行、観光庁の設置に伴う変更
3	3	第1編 第1章 4用語の定義 災害時要援護者	用語の定義の修正	災害の発生及び危機が迫っていることの認知、安全な場所に避難すること、避難先での生活を続けること等に大きな困難が生じる人々であり、乳幼児、高齢者、 障がい者 、外国人、旅行者等を指す。	災害の発生及び危機が迫っていることの認知、安全な場所に避難すること、避難先での生活を続けること等に大きな困難が生じる人々であり、乳幼児、高齢者、障害者、外国人、旅行者等を指す。	表現の適正化
4	5	第1編 第2章 国民保護措置に関する基本方針	高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の法的な実施の整理	(6) 高齢者、 障がい者等 への配慮及び国際人道法の法的な実施 市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、 障がい者 、外国人及び旅行者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。 また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の法的な実施を確保する。	(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の法的な実施 市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人及び旅行者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。 また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の法的な実施を確保する。	表現の適正化
5	16	第1編 第6章 市地域防災計画との関係	「対象とする事態の相違」の整理	第6章 市地域防災計画等との関係 1 対象とする事態の相違 市国民保護計画は、基本指針において想定されている前章で示した武力攻撃事態等に対処するためのものである。 これに対し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき作成されている伊勢市地域防災計画(以下「市地域防災計画」という。))は、災害対策基本法第2条第1号に定める、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害に対処するものである。 また、伊勢市危機管理計画(以下「市危機管理計画」という。))は、危機管理体制の構築、危機発生時の未然防止対策、危機発生時の対応等の危機管理に係る基本的な取組方針を定めることにより、危機管理の推進を図ることを目的とするものである。	第6章 市地域防災計画との関係 1 対象とする事態の相違 市国民保護計画は、基本指針において想定されている前章で示した武力攻撃事態等に対処するためのものである。 これに対し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき作成されている伊勢市地域防災計画(以下「市地域防災計画」という。))は、災害対策基本法第2条第1号に定める、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害に対処するものである。	伊勢市危機管理計画の追加
6	16	第1編 第6章 市地域防災計画との関係	「市地域防災計画の活用」の整理	2 市地域防災計画等の活用 前項に示すように市国民保護計画と市地域防災計画では、法体系及び災害の発生原因は異なるものの、その災害の状態及び災害への対処には類似性がある。 また、市地域防災計画に基づく防災のための体制、物資、資機材等について共通するものが多いことから、相互に連携し、活用する。 なお、市危機管理計画に基づき整備された体制等に関しても、国民保護措置の実施に活用可能な場合は、有効に活用する。	2 市地域防災計画の活用 前項に示すように市国民保護計画と市地域防災計画では、法体系及び災害の発生原因は異なるものの、その災害の状態及び災害への対処には類似性がある。 また、市地域防災計画に基づく防災のための体制、物資、資機材等について共通するものが多いことから、相互に連携し、活用する。	伊勢市危機管理計画の追加

7	16	第1編 第6章 市地域防災計画との関係	図1-6 地域防災計画との関係	資料3 参照	資料2-1 別添(現行の表現)参照	伊勢市危機管理計画の追加
8	17	第2編 第1章 1市の各部課における組織・体制整備 表2-1	「市の各部課における平素の業務」の整理	環境生活部 産業観光部	生活部 環境部 産業部 観光交通部	表現の適正化
9	18	第2編 第1章 2市職員の参集基準等	「24時間即応体制の確立」の整理	市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当課職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。	市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。	防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う変更
10	19	第2編 第1章 2市職員の参集基準等	「幹部職員等への連絡手段の確保」の整理	市の幹部職員等は、常時、携帯電話を携帯し、電話・メール等による連絡手段を確保する。	市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、携帯電話を携帯し、電話・メール等による連絡手段を確保する。	表現の適正化
11	19	第2編 第1章 2市職員の参集基準等	「幹部職員等の参集が困難な場合の対応」の整理	市の幹部職員等が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ各部課にて、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。 なお、市国民保護対策本部長(以下、「市対策本部長」という。)である市長に事故があった場合には副市長が指揮を執る。	市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ各部課にて、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。 なお、市国民保護対策本部長(以下、「市対策本部長」という。)である市長に事故があった場合には副市長が指揮を執る。	表現の適正化
12	26	第2編 第1章 第3通信の確保 表2-5	「通信体制の整備に当たっての留意事項(運用面)」の整理	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し支援を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し支援を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。	表現の適正化
13	28	第2編 第1章 第4情報収集、提供等の体制整備	「安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備」の整理	市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成18年総務省令第50号。以下「安否情報省令」という。)第2条に規定する様式第3号の「内容を安否情報収集及び提供を行うシステム(以下「安否情報システム」という。))を用いて、県に報告する。 なお、安否情報の収集は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び第2号を用いて行う。ただし、やむを得ない場合は市長が適当と認める方法によることができる。	市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成18年総務省令第50号。以下「安否情報省令」という。)第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書により、県に報告する。 なお、安否情報の収集は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び第2号を用いて行う。ただし、やむを得ない場合は市長が適当と認める方法によることができる。	表現の適正化
14	35	第2編 第1章 第5研修及び訓練	「訓練に当たっての留意事項」の修正	② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者及び障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。	② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者及び障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。	表現の適正化

15	36	第2編 第2章 1 避難に関する 基本的事項	「災害時要援護者への配慮」の整理	災害時要援護者への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、 障がい者 等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時の要援護者対策を基に、民生委員・児童委員・地域住民・社会福祉協議会・ボランティア等の協力を得て支援業務を行うとともに、避難支援計画の作成による支援体制の確立に努める。	災害時要援護者への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時の要援護者対策を基に、民生委員・児童委員・地域住民・社会福祉協議会・ボランティア等の協力を得て支援業務を行うとともに、避難支援計画の作成による支援体制の確立に努める。	表現の適正化
16	41	第3編 第1章 図3-1	「市危機対策本部の構成等」の整理	参集部員 ・副市長 ・消防長 ・会計管理者・各部長 ・総務部参事危機管理担当 ・事務局	参集部員 ・副市長 ・教育長 ・会計管理者・消防長 ・各部長 ・事務局	表現の適正化
17	43	第3編 第1章 図3-2	「危機発生時のフローチャート」の整理	資料3 参照	資料2-1 別添(現行の表現)参照	表現の適正化 (計画本文との整合を図れるようにフローチャートを修正)
18	46	第3編 第2章 図3-3	「市対策本部の組織構成」の整理	資料3 参照	資料2-1 別添(現行の表現)参照	表現の適正化
19	46	第3編 第2章 表3-1	「市対策本部各部の主要な事務又は業務」の整理	資料3 参照	資料2-1 別添(現行の表現)参照	表現の適正化
20	52	第3編 第3章 1 国及び県の対策本部との連携	「国及び県の現地対策本部との連携」の整理	① 市は、国及び県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県及び国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。 ② 市は、国の現地対策本部長により国の現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合には、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力する。	市は、国及び県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県及び国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。	「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴い、合同対策協議会について規定
21	57	第3編 第4章 2 警報の伝達方法	「災害時要援護者への配慮」の整理	(3) 災害時要援護者への配慮 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、 障がい者 、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、自然災害時の要援護者対策を基に、民生委員・児童委員・地域住民・社会福祉協議会・ボランティア等の協力を得て支援業務を行うとともに、避難支援計画等の活用により、支援体制の確立に努める。	(3) 災害時要援護者への配慮 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、自然災害時の要援護者対策を基に、民生委員・児童委員・地域住民・社会福祉協議会・ボランティア等の協力を得て支援業務を行うとともに、避難支援計画等の活用により、支援体制の確立に努める。	表現の適正化
22	62	第3編 第4章 第2 避難住民の誘導	「避難住民の誘導」の整理	(6) 高齢者、 障がい者 等への配慮 市長は、高齢者、 障がい者 等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険サービス事業者、 障がい者 団体等と協力して、災害時要援護者への連絡及び運送手段の確保を的確に行うものとする。	(6) 高齢者、障害者等への配慮 市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険サービス事業者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡及び運送手段の確保を的確に行うものとする。	表現の適正化
23	67	第3編 第6章 安否情報の収集・提供	「県に対する報告」の整理	市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の 内容を、安否情報システムを用いて県に対し行う。	市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。	安否情報システムの運用開始に伴う整理
24	73	第3編 第6章 安否情報の収集・提供 図3-10	「安否情報収集・整理・提供の流れ」の整理	(削除)	(メール、FAX)	表現の適正化
25	90	第3編 第9章 保健衛生の確保その他の措置	「保健衛生の確保」の整理	(1) 保健衛生対策 市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。 この場合において、高齢者、 障がい者 その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。	(1) 保健衛生対策 市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。 この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。	表現の適正化

2694	第3編 第11章 特殊標章等の 交付及び管理	「特殊標章等の 交付及び管理」 の整理	③ 水防管理者 ・水防管理者の委託により国民保護措置 に係る業務を行う者 ・水防管理者が実施する国民保護措置の 実施に必要な援助について協力をする者	③ 水防管理者 ・水防管理者の所轄の水防団長及び水 防団員で国民保護措置に係る職務を行う 者 ・水防管理者の委託により国民保護措置 に係る業務を行う者 ・水防管理者が実施する国民保護措置の 実施に必要な援助について協力をする者	表現の適正化
------	---------------------------------	---------------------------	--	--	--------